

議案第130号

世田谷区立上用賀公園運動場条例

上記の議案を提出する。

令和7年9月16日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 災害時における物資輸送拠点の機能を確保するとともに、みどり豊かな環境を創出し、スポーツ及びレクリエーション活動の場を提供することにより、区民の安全で安心な暮らしに寄与し、生涯スポーツ社会の実現及びコミュニティ形成を図るため、世田谷区立上用賀公園運動場を設置する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立上用賀公園運動場条例

(設置)

第1条 災害時における物資輸送拠点の機能を確保するとともに、みどり豊かな環境を創出し、スポーツ及びレクリエーション活動の場を提供することにより、区民の安全で安心な暮らしに寄与し、生涯スポーツ社会の実現及びコミュニティ形成を図るため、世田谷区立上用賀公園運動場（以下「運動場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 運動場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 世田谷区立上用賀公園運動場
- (2) 位置 東京都世田谷区上用賀四丁目36番1号

(施設)

第3条 運動場の施設は、次のとおりとする。

- (1) アリーナ
- (2) トレーニングルーム（スタジオを含む。）
- (3) 多目的室
- (4) 会議室
- (5) 浴室
- (6) 駐車場
- (7) 多目的広場
- (8) 広場（多目的広場を除く。）
- (9) 大規模備蓄倉庫

(休場日及び開場時間)

第4条 運動場の施設の休場日及び開場時間は、規則で定める。

(事業)

第5条 運動場は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 災害時又は災害が発生するおそれがあるとき（以下「災害時等」という。）における物資輸送拠点その他の災害対策に係る機能の確保に関すること。
- (2) みどりの保全及び創出を図るための事業
- (3) スポーツ及びレクリエーションの振興を図るための事業
- (4) 運動場の施設及び附帯設備を利用に供すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(使用することができる者の範囲)

第6条 運動場の施設のうち、別表第1左欄に掲げる施設を使用することができる者は、同表右欄に掲げる者とする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長（第10条に規定する指定管理者を含む。次条（第3項第5号を除く。）から第9条まで及び同表において同じ。）が認めたときは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、第20条第1項第1号から第5号までに規定する団体、学校等は、別表第1左欄に掲げる施設を使用することができる。

(使用の手続等)

第7条 運動場の施設（広場（多目的広場を除く。）及び大規模備蓄倉庫を除く。）及び附帯設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。

2 施設等の使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。

3 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。

(1) 営利を目的とするとき。

(2) 秩序を乱すおそれがあるとき。

(3) 施設等の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。

(4) 管理上支障があるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。

4 区長は、施設等を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。

(1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設等を使用しなかったとき。

(2) 第19条第1項の利用料金及び第22条第1項の使用料を納付していないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。

(使用の条件)

第8条 区長は、施設等の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。

2 区長は、必要があると認めたときは、前項の条件を変更することができる。

(承認の取消し等)

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用条件を変更し、若しくは使用を停止することができる。

(1) 使用の目的又は条件に違反したとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(3) 災害時等において、施設等を物資輸送拠点その他の災害対策に係る機能のために使用するとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。

2 前項の規定による処分により使用者（第7条第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）に生じた損害については、区長は、その責を負わない。

(指定管理者による管理)

第10条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に運動場の管理を行わせるものとする。

(指定管理者の指定の手続)

第11条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書及び必要な書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。

3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書及び必要な書類を次に掲げる基準に基づき審査し、運動場の設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。

(1) 第5条各号に掲げる事業を十分に行う能力及び実績を有していること。

(2) 運動場の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。

(3) 運動場の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。

(指定管理者の公募の方法)

第12条 前条第1項に規定する公募は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 指定管理者が行う業務の内容
- (2) 指定管理者が管理を行う期間
- (3) 指定管理者の候補者を選定する基準
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(指定申請書の提出)

第13条 第11条第2項の規定により指定管理者の指定を受けようとする者は、名称、事業所の所在地その他区長が必要と認める事項を記載した指定申請書を区長に提出しなければならない。

2 第11条第2項の必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為（法人格を有しない団体にあつては、これらに相当するもの）を記載した書類
- (2) 登記事項証明書（法人格を有しない団体にあつては、これに相当する書類）
- (3) 事業の経歴及び概要を示す書類
- (4) 財務状況及び経営状況に関する書類
- (5) 運動場の管理に係る収支計画書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

3 第1項の指定申請書、第11条第2項の事業計画書及び前項各号に掲げる書類は、区長が定める期日までに提出しなければならない。

(選定委員会)

第14条 第11条第3項の規定による審査は、区長が別に定める選定委員会に行わせるものとする。

(指定の通知等)

第15条 区長は、第11条第4項の規定により指定管理者を指定したときは、次に掲げる事項を記載した指定通知書により、指定管理者に通知するものとする。

- (1) 指定管理者の名称、事務所の所在地及び代表者の氏名
- (2) 指定管理者として管理を行わせる運動場の名称及び位置
- (3) 指定の期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 区長は、第11条第2項の規定により指定管理者の指定の申請をした者（以下「申請者」という。）について、同条第3項の規定による選定をしなかったとき又は同条第4項の規定による指定をしなかったときは、申請者にその旨を通知する。

（指定管理者の指定の公告）

第16条 第11条第5項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者としての管理を行わせる運動場の名称
- (2) 指定管理者の名称及び事務所の所在地
- (3) 指定の期間

（管理等に関する協定）

第17条 区長と指定管理者とは、運動場の管理に関し必要な協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次条から第22条までに規定するもののほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 運動場の管理の業務及び管理の業務に係る収支の報告に関する事項
- (2) 運動場の管理の業務の調査及び検査に関する事項
- (3) 指定管理者の指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 区長と指定管理者とは、第1項の協定のほか、災害時等における協力に関し必要な協定を締結するものとする。

（指定管理者の業務等）

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第5条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 施設等の使用の承認等に関する業務
- (3) 運動場の施設及び附帯設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

- 2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、運動場の適正な管理を行わなければならない。

(利用料金)

第19条 施設等の使用者（アリーナの利用者を除く。以下この条において同じ。）

は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

- 2 別表第2に定める運動場の施設（アリーナを除く。）の利用料金は、同表に定める額の範囲内で、駐車場の利用料金は、利用時間30分までごとに600円の範囲内で、指定管理者が区長の承認を得て定める。

- 3 附帯設備の利用料金は、200,000円の範囲内において規則で定める額を限度として、あらかじめ区長の承認を得て指定管理者が定める。ただし、附帯設備の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、附帯設備を使用した時間が30分を超えないときは、利用料金は、無料とする。

- 4 施設等の使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。

- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

- 6 前項の規定にかかわらず、区長は、規則で定めるところにより、指定管理者に利用料金の一部を区に納付させることができる。

(利用料金の減免)

第20条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金（駐車場及び附帯設備の使用に係るものを除く。）を減額し、又は免除することができる。

- (1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額

- (2) 国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。 5割に相当する額

- (3) 区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 5割に相当する額

- (4) 区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 3割に相当する額

- (5) 私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（

大学及び前2号に該当する学校を除く。)をいう。)又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。 3割に相当する額

(6) 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額

(7) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金（駐車場の使用に係るものに限る。）を減額し、又は免除することができる。

(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。 全額

(2) 区、国、他の地方公共団体その他の官公署が公務のために使用する自動車を駐車させるとき。 全額

(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者（以下「障害者」という。）が利用する自動車を駐車させるとき。 全額

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金（附帯設備の使用に係るものに限る。）を減額し、又は免除することができる。

(1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が公益上特に必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額

4 前3項の規定により減額した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第21条 指定管理者は、規則で定めるところにより、既に納付された利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(使用料)

第22条 アリーナの使用者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。

3 第20条第1項、第4項及び第5項並びに前条の規定は、使用料の減免及び還付について準用する。

(施設の変更禁止等)

第23条 使用者及び広場（多目的広場を除く。）を使用する者は、使用に際して、運動場の施設（大規模備蓄倉庫を除く。）及び附帯設備に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第24条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第25条 使用者は、施設等の使用が終了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。第9条第1項の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第26条 運動場の施設（大規模備蓄倉庫を除く。）及び附帯設備を損傷し、又は滅失させた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(入場の制限等)

第27条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、運動場の使用を禁止することができる。

(1) 他人に迷惑をかけ、又は運動場の施設（大規模備蓄倉庫を除く。）及び附帯設備を損傷するおそれがあるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

2 運動場を使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。

(委任)

第28条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 区長は、第11条から第17条までの規定による指定管理者の指定等に関し必要な準備行為をこの条例の施行前においても、同条の規定の例によりすることができる。

3 区長は、第7条第1項の規定による使用の承認の申請の受付及び当該申請に対する決定については、この条例の施行前においても、同条の規定の例によりすることができる。

別表第1（第6条関係）

施設名	使用することができる者
アリーナ及び多目的室	次のいずれかに該当するもの 1 区内に住所を有する個人（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する個人） 2 区民等の団体
トレーニングルーム（スタジオを含む。）	区内に住所を有する15歳以上の者（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。以下同じ。） （施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する15歳以上の者）
会議室	区民等の団体
多目的広場	次のいずれかに該当するもの 1 区民等の団体 2 個人

備考 この表において「区民等の団体」とは、次の要件を満たす団体（次表において「団体」という。）をいう。

1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は

通学先を有すること。）。

2 構成員の総数が5人以上であること。

別表第2（第19条、第22条関係）

アリーナ

曜日等		団体使用料（1時間につき）	個人使用料（1時間につき）
平日	午前9時から正午まで	8,300円	大人 560円
	正午から午後3時まで	8,700円	高齢者（65歳以上） 190円
	午後3時から午後6時まで	9,100円	子ども（18歳以下） 190円
	午後6時から午後9時まで	9,500円	障害者 190円
	全日	7,800円	
日曜日、土曜日及び休日	午前9時から正午まで	9,600円	大人 650円
	正午から午後3時まで	10,100円	高齢者（65歳以上） 220円
	午後3時から午後6時まで	10,600円	子ども（18歳以下） 220円
	午後6時から午後9時まで	11,100円	障害者 220円
	全日	9,300円	

トレーニングルーム（スタジオを含む。）

使用者	利用料金（1時間につき）
大人	530円
高齢者（65歳以上）	160円
子ども（18歳以下）	160円
障害者	160円

多目的室（大）

使用者		利用料金（1時間につき）（全日利用の場合を除く。）		利用料金（1時間につき）（全日利用の場合）	
		平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日
団体		860円	970円	750円	840円
個人	大人	370円	440円		
	高齢者（65歳以上）	120円	140円		
	子ども（18歳以下）	120円	140円		
	障害者	120円	140円		

多目的室（小）

使用者		利用料金（１時間につき）（全日利用の場合を除く。）		利用料金（１時間につき）（全日利用の場合）	
		平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日
団体		３６０円	４１０円	３１０円	３６０円
個人	大人	１６０円	１９０円		
	高齢者（６５歳以上）	５０円	６０円		
	子ども（１８歳以下）	５０円	６０円		
	障害者	５０円	６０円		

会議室

曜日等	利用料金（１時間につき）（全日利用の場合を除く。）	利用料金（１時間につき）（全日利用の場合）
平日	６５０円	５７０円
日曜日、土曜日及び休日	７５０円	６５０円

浴室

使用者	利用料金（１回につき）
大人	８３０円
高齢者（６５歳以上）	３００円
子ども（１８歳以下）	３００円
障害者	３００円

多目的広場

使用者	利用料金（１時間につき）	
	平日	日曜日、土曜日及び休日
団体	２，２８０円	２，６８０円
個人	無料	

備考

- 単位時間は、規則で定める。この場合において、利用料金は、１時間につき定める額に当該使用に係る単位時間の時間数を乗じて得た額の範囲内で、指定管理者が区長の承認を得て定める。
- アリーナ及び多目的広場の面積の２分の１を使用する場合のアリーナの使用料及び多目的広場の利用料金は、当該使用料及び利用料金の２分の１の額とする。
- トレーニングルーム（スタジオを含む。）を使用する場合において、単位時間を超えたときは、１時間につき定める利用料金に単位時間を超えて使用した時間の時間数を乗じて得た額の範囲内において規則で定める超過利用料金を支払わな

ければならない。この場合において、超過利用料金の単位時間は、規則で定める。

4 多目的広場の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、多目的広場を使用した時間が30分を超えないときは、当該単位時間に係る利用料金は、無料とする。

5 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。